「あおり運転」に対する厳罰化と更なる対策の強化を求める意見書

本年８月、茨城県の常磐自動車道で、男性が執拗な「あおり運転」を受けて車を強制的に停止させられた後、停止させた男性から顔を殴られるという事件が発生した。こうした事件・事故が相次ぐ中、「あおり運転」をはじめとした極めて悪質・危険な運転に対しては、厳正な対処を望む国民の声が高まっている。

こういった、社会的関心の高まりを受けて取締りが強化された2018年の車間距離保持義務違反は、１万3,025件と前年の約1.8倍に達し、自動車運転処罰法違反（危険運転致死傷の妨害目的運転）25件、暴行24件、傷害４件などに上った。

警察庁は、2018年１月16日に通達を出し、道路交通法違反のみならず、危険運転致死傷罪や暴行罪等のあらゆる法令を駆使して、厳正な取締りに取り組んでいるが規定がなく、防止策の決め手とはなっていない。

今後は、「あおり運転」の厳罰化に向けた法改正の検討や更新時講習などにおける教育の更なる推進及び広報啓発活動の強化が求められるところである。

ついては、国におかれては、今や社会問題化している「あおり運転」の根絶に向け、安全・安心な交通社会を構築するため、次の事項について早急に取り組むことを強く求める。

１　道路交通法に「あおり運転」の規定を新たに設け、危険運転を行った場合のみでも、厳しく処罰できるよう、海外の事例なども参考にしながら、実効性のある法改正について、早急に検討を進めること。

２　運転免許更新時の講習において、これまでの交通教則による講習に加え、「あおり運転」等の危険性やその行為が禁止されていること及びその違反行為に対しては、取締りが行われることについての講習も行うこと。また、更新時講習に使用する教本や資料などに、これらの事項を記載すること。

３　あおり運転等の行為の禁止や、取締りの対象となること、「あおり運転」を受けた場合の具体的な対処方法などについて、警察庁及び都道府県警察のホームページ、ＳＮＳや広報誌などを効果的に活用し、広報啓発活動に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月18日

衆議院議長　　大　島　理　森　殿
参議院議長　　山　東　昭　子　殿
内閣総理大臣　　安　倍　晋　三　殿
法務大臣　　森　　まさこ　殿
内閣官房長官　　菅　　義　偉　殿
国家公安委員会委員長　　武　田　良　太　殿

京都府議会議長　　田　中　英　夫